

建設業法に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり許可を取り消した。

令和3年2月17日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 建設業の許可の全部を取り消したもの

2 建設業の許可の一部を取り消したもの

商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業の種類	取消年月日	処分の原因となった事実	
大森左官工業	大森 秀章	富士吉田市中曾根3-5-8	山梨県知事許可( 般 - 2 )第 10390 号	一般	大石屋板が塗防内絶具	令和3年1月18日	令和3年1月13日 付けで建設業を 廃止した旨の届出があった
				特定	-		